

岐阜県食品安全行動基本計画

～第2期～

食の安全、安心に関する5カ年計画

概要版



岐阜県

平成21年4月

策定の趣旨

県では、平成15年12月に、県民の健康で安心できる食生活を確保するため、議員提案により全国に先駆けて制定された「岐阜県食品安全基本条例」の規定に基づき、平成16年6月に「岐阜県食品安全行動基本計画」を策定し、食の安全や安心に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

今般、この計画が終期（平成20年度）を迎え、また、食を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、新たに「岐阜県食品安全行動基本計画（第2期）」を策定し、食品の安全性の確保と県民の食品に対する安心感の向上に関する目標、施策の方向、具体的な行動の指針を明らかにするものです。

役割・位置づけ

- 「希望と誇りの持てるふるさと岐阜県づくり」の実現
健康で安心できる食生活の確保の面から推進します。
- 食品安全基本条例第20条に基づく、「食の安全・安心」のための計画
食品の安全性の確保と安心感の向上に関する目標、施策の方向、具体的な指針を定めます。
- 平成21年度からの5ヶ年の計画
すべての県民との協働により、平成21年度から平成25年度の5ヶ年に展開すべき取組みを明らかにします。

目標

- **すべての県民が自主的に取組む社会**
毎日の食生活が、私たちの生命や健康の根源であるという共通認識を持ち、それぞれの立場で食品の安全性の確保に関し、自主的に取組む社会をめざします。
- **信頼関係の構築**
顔の見える関係づくりを通じ、生産者と消費者が相互に理解しあえる関係の構築をめざします。
- **県民の真に望む安全性の確保**
食品の安全性の確保に関して、それぞれの立場から自由に意見を出し合い、参加できる仕組みを構築し、県民の真に望む食品の安全性確保をめざします。

計画（平成16～20年度）の総括

第2期計画を策定するにあたり、計画（平成16～20年度）の総括を行い、課題を明らかにしました。

- **計画の評価**
数値目標の達成率は、全体で107%（平成19年度末）と概ね計画どおり進展しました。
- **計画の主な成果**
【安全な食品の供給確保】
 - ・ ぎふクリーン農業の作付面積の増加（6.8%→約20%）
 - ・ と畜場に搬入される牛のBSE全頭検査（約11万頭）
 - ・ 食品の検査（残留農薬、残留動物用医薬品等の検査項目拡充 延べ16,525→36,256）

【県民の視点に立った安心感の向上】

- ・ 県産品愛用推進宣言の店の増加（112店→200店）
- ・ 食品の安全・安心出前講座の増加（4回→32回）
- ・ 食品の安全・安心シンポジウムの開催（4回、1,004名の参加）

【安全と安心を支える基盤づくり】

- ・ 食品緊急情報メール（登録者数96→232、約700件のメール送信）

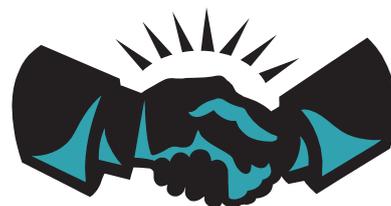
■ 計画の課題

＜輸入食品＞

中国産冷凍ギョウザ事件等の問題により、輸入食品に対し、多くの県民が不安を持っています。そのため、県内を流通する輸入食品の安全性を確認していく必要があります。

＜コンプライアンス＞

一連の食品表示偽装問題などにより、消費者と食品関連事業者の信頼関係の再構築が必要となっています。このため、食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上を図る必要があります。



＜食品の検査＞

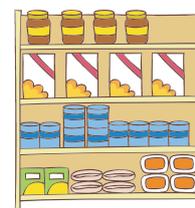
食品の安全性確保のために、多くの県民が食品検査の強化を望んでおり、さらに検査体制の充実を図る必要があります。

＜地産地消＞

信頼できる地元産の食材へのニーズが高まっているため、食育との連携を図りながら、地産地消の一層の推進に取り組む必要があります。

＜食品表示＞

食品表示に対する消費者の不信感を払拭するため、食品表示のチェック体制を強化し、さらに適正表示の推進を図っていく必要があります。



＜危機管理体制＞

県民の健康被害の発生や拡大を防ぐため、食品関連事業者と行政の連携を密にし、県民からの情報について素早い対応を行う必要があります。

施策推進の方向

食品の安全性確保と安心感の向上のため、3つのキーワードを着眼点とし、具体的な施策を行政、食品関連事業者、消費者が協働し展開していきます。

着眼点1 安全な食品の供給確保

着眼点2 県民の視点に立った安心感の向上

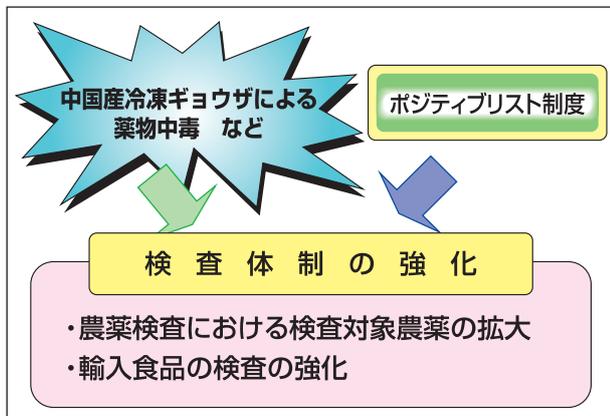
着眼点3 安全と安心を支える基盤づくり

重点施策

消費者の不安の高まりに応えるため、県として特に力を入れて取り組む4つの施策を「重点施策」として位置づけます。

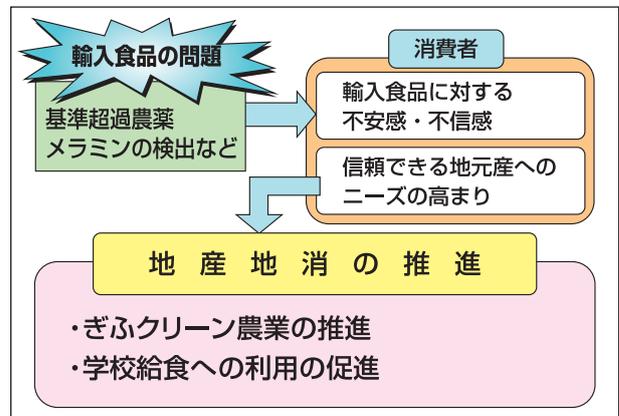
重点1 検査体制の強化

ポジティブリスト制度の導入や、中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事件等の発生を踏まえ、検査対象農薬の範囲の拡大や、輸入食品の検査等の強化を図っていきます。



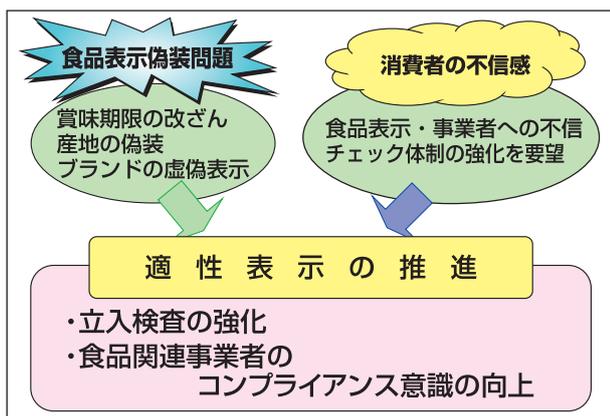
重点2 地産地消の推進

消費者の輸入食品に対する不信感・不安感から、地元産で信頼できる食品へのニーズが高まっており、信頼性の高い県内産の農畜水産物について地産地消を推進していきます。



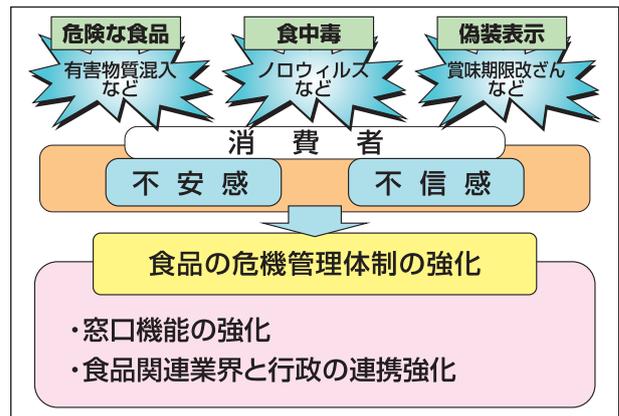
重点3 適正表示の推進

一連の食品表示偽装問題により、食品表示の信頼性が揺らいでいるため、食品表示の適正化に向け、県が行なう立入検査の強化等に努めていくとともに、食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上を図っていきます。



重点4 食品の危機管理体制の強化

県民の食品に対する不安・不信感が広がりを見せていることから、「食品安全推進室」において、食品の安全性に関する一元的な施策の推進を図るとともに、「食品安全検査センター」における検査体制の充実を図るなど危機管理体制の強化に努めていきます。



着眼点1 安全な食品の供給確保

(1) 安全な食品の生産

すべての食品が適切な管理のもと生産されるよう助言、指導を行います。

- 重点2 アクション1 ぎふクリーン農業の推進
- アクション2 農薬の適正使用等の徹底
- アクション3 動物用医薬品の適正使用の徹底
- アクション4 食品関連施設における自主管理体制の推進



(2) 検査及び監視の体制の整備

県内を流通する食品について、検査や監視などにより安全性を確認します。



- 重点1 アクション5 食品関連施設に対する監視指導
- アクション6 食中毒の予防対策
- 重点1 アクション7 農産物の残留農薬の検査
- 重点1 アクション8 牛海綿状脳症（BSE）の検査
- アクション9 食品に影響を及ぼす環境汚染物質・環境因子の把握
- アクション10 遺伝子組換え食品の検査
- アクション11 食品添加物の検査と適正使用の推進
- 重点1 アクション12 畜産物中の残留動物用医薬品等の検査
- アクション13 無承認無許可医薬品に該当する健康食品に対する指導
- 重点1 アクション14 輸入食品の検査



(3) 適正表示の推進

様々な法律によって規制されている食品表示について、監視指導を強化するとともに、食品関連事業者への講習等を通じ、食品表示の適正化を図ります。

- 重点3 アクション15 食品表示の監視指導
- アクション16 「顔の見える食品表示」の普及
- 重点3 アクション17 食品表示ウォッチャーの活用

重点〇がついているアクションは重点施策として位置づけ、取り組みます

着眼点2 県民の視点に立った安心感の向上

(4) 県民と食品関連事業者の信頼確保

食品関連事業者と消費者の交流を図ることにより、相互の結びつきを深め、信頼関係を構築します。

- アクション18 消費者と生産者との交流の推進
- 重点3** アクション19 地産地消の推進
- アクション20 トレーサビリティの推進
- 重点3** アクション21 食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上



(5) 積極的な情報開示及び知識の普及

県民が積極的に意見表明できるよう、情報を開示、食に関する知識を深める場を提供します。

- アクション22 県民を対象とした講習会等の開催
- アクション23 ホームページ・広報資料等による情報提供
- 重点4** アクション24 食品に関する相談窓口の開設



(6) 県民の意見の反映

県民が真に望む食品の安全を実現するため、県民の意見を反映させるシステムを構築します。

- アクション25 リスクコミュニケーションの推進
- アクション26 県民モニター活動を通じた県民意見の聴取

着眼点3 安全と安心を支える基盤づくり

(7) 危機管理体制の整備

不測の事態に備え、緊急事態に迅速に対応できるよう体制の整備を図ります。

- アクション27 食品の危機管理に関するマニュアルの徹底
- 重点4** アクション28 食品の危機管理に関する連携

(8) 調査研究の推進等

効率的な監視及び検査手法の開発や食品の安全性に関する調査研究、情報収集を行い、その成果の活用を図ります。

- アクション29 安全な食品の生産技術等に関する調査研究
- アクション30 食品の監視指導等に関する調査研究

(9) 食品の安全性に関わる人材の確保及び育成

食品の安全確保に携わる専門的な知識を有する人材の確保を図ります。また、消費者や食品関連事業者の中から指導的な立場で活動できる人材を育成し、活動に対する支援を行っていきます。

- アクション31 食品の安全性確保に携わる行政関係職員の教育訓練
- アクション32 自主的な活動を行う指導者の育成と支援

各アクションの代表的な目標数値等

アクション名		項目	現状値	中間目標値	最終目標値
			平成19年度	平成23年度	平成25年度
A1	ぎふクリーン農業の推進	生産登録面積	10,520ha	12,000ha	12,000ha
		ぎふクリーン農業の認知度 (県政モニターの認知度)	47%	70%	70%
A2	農業の適正使用等の徹底	農薬販売店の検査	625店	全販売店の半数	全販売店の半数
		農薬管理指導士の配置	1,207人	1,300人	1,300人
A3	動物用医薬品の適正使用の徹底	動物用医薬品一般販売業者(特例店舗販売業者を除く)への立入検査	38店	全店舗数の半数	全店舗数の半数
		畜産農家への立入・巡回指導	全農場	全農場	全農場
A4	食品関連施設における自主管理体制の推進	食品衛生責任者養成講習会	16回	15回	15回
A5	食品関連施設に対する監視指導	食品衛生責任者再教育講習会	134回	130回	130回
A6	食中毒の予防対策	「食品衛生監視指導計画」中の施設監視達成率	115%	100%	100%
A7	農産物の残留農薬の検査	流通段階の残留農薬検査	155検体 (延べ24,327項目)	155検体 (延べ28,000項目)	155検体 (延べ28,700項目)
A8	牛海綿状脳症(BSE)の検査	と畜場に搬入される牛のBSE検査	全頭	全頭	全頭
A9	食品に影響を及ぼす環境汚染物質・環境因子の把握	ダイオキシン類の環境基準超過件数(大気、水質、土壌、河川底質)	2件	ゼロ	ゼロ
		主要農作物中の重金属等の実態調査	82検体	90検体	90検体
A10	遺伝子組換え食品の検査	市場流通食品の遺伝子組換え検査	30検体	30検体	30検体
A11	食品添加物の検査と適正使用の推進	保存料、着色料等の検査	430検体	430検体	430検体
		薬剤耐性菌検査	24検体	24検体	24検体
A12	畜産物中の残留動物用医薬品等の検査	流通段階の残留動物用医薬品等の検査	牛肉、豚肉、鶏肉 計293個体	牛肉、豚肉、鶏肉 計300個体	牛肉、豚肉、鶏肉 計300個体
		健康食品の買い上げ検査	23品目	20品目	20品目
A13	無承認無許可医薬品に該当する健康食品に対する指導	業者法令講習会	3回 延べ参加者118人	3回 延べ参加者200人	3回 延べ参加者200人
A14	輸入食品の検査	輸入加工食品の残留農薬検査	—	50検体	50検体
A15	食品表示の監視指導	食品表示総合研修会(事業者向け)	—	2回	2回
		各部局合同表示監視指導	355件	500件	500件
		JAS法に基づく流通販売施設等施設立入検査	1,085件	1,000件	1,000件
A16	「顔の見える食品表示」の普及	「顔の見える食品表示」の表示店舗数	25店舗以上	50店舗	50店舗
A17	食品表示ウォッチャーの活用	食品表示ウォッチャー数	130人	130人	130人
A18	消費者と生産者との交流の推進	食品安全セミナーによる農産物生産地・食品製造施設の視察	139人	80人	80人
		消費者に対するアンケート調査	延べ501人	延べ500人	延べ500人
A19	地産地消の推進	朝市・直販所販売額	89億円	104億円	110億円
		学校給食の米消費量に占める県産米の割合	100%	100%	100%
		学校給食における県内産野菜の利用量	723t/年	1,000t/年	1,200t/年
A20	トレーサビリティの推進	県産品愛用推進宣言の店	200店舗	270店舗	300店舗
		生産履歴情報の記帳の推進(GAPの取組件数)	—	20件	60件
A21	食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上	事業者向け法令講習会	—	2回	2回
A22	県民を対象とした講習会等の開催	食品安全セミナー	139人	80人	80人
		無承認無許可医薬品に該当する健康食品講座	11回 延べ参加者967人	11回 延べ参加者500人	11回 延べ参加者500人
		県職員出前トーク	要請ある都度	要請ある都度	要請ある都度
		消費生活出前講座	要請ある都度	要請ある都度	要請ある都度
A23	ホームページ・広報資料等による情報提供	食品安全基本条例に基づく施策の概要と結果の公表	1回	1回	1回
A24	食品に関する相談窓口の開設	食品安全相談員の設置	—	6ヶ所	6ヶ所
A25	リスクコミュニケーションの推進	食品安全対策協議会	3回	3回	3回
		意見交換会	5回	5回	5回
		シンポジウム	1回	1回	1回
A26	県民モニター活動を通じた県民意見の聴取	各種県民モニターに対する合同アンケート調査	1,808人	1,500人	1,500人
		食品安全対策モニター数	556人	500人	500人
A27	食品の危機管理に関するマニュアルの徹底	マニュアルの徹底	関係職員への周知徹底	関係職員への周知徹底	関係職員への周知徹底
A28	食品の危機管理に関する連携	食品緊急情報メール登録者	232件	300件	500件
		食品安全連絡会議の開催	—	2回	2回
A29	安全な食品の生産技術等に関する調査研究	研究成果発表会	試験研究機関毎1回	試験研究機関毎1回	試験研究機関毎1回
A30	食品の監視指導等に関する調査研究	食品衛生監視員研修	1回	1回	1回
A31	食品の安全性確保に携わる行政関係職員の教育訓練	食品表示研修会	1回	1回	1回
A32	自主的な活動を行なう指導者の育成と支援	食品衛生指導員による食品営業施設の巡回指導	65,114件	60,000件	60,000件

食品の安全に関する相談窓口

食の安全相談窓口

食の安全に関する総合窓口です。質問、要望、提案などを常に受付しています。

名称	電話番号等	所管区域
生活衛生課	058-272-8284 E-mail : c11222@pref.gifu.lg.jp	岐阜県下全域
岐阜保健所	058-380-3003	羽島市・各務原市・羽島郡
岐阜保健所本巢・山県センター	058-264-1111(内353)	山県市・瑞穂市・本巣市・本巣郡
西濃保健所	0584-73-1111(内266)	大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡
西濃保健所揖斐センター	0585-23-1111(内262)	揖斐郡
関保健所	0575-33-4011(内355)	関市・美濃市
関保健所郡上センター	0575-67-1111(内352)	郡上市
中濃保健所	0574-25-3111(内355)	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
東濃保健所	0572-23-1111(内357)	多治見市・瑞浪市・土岐市
恵那保健所	0573-26-1111(内253)	中津川市・恵那市
飛騨保健所	0577-33-1111(内320)	高山市・飛騨市・大野郡
飛騨保健所下呂センター	0576-52-3111(内354)	下呂市
岐阜市保健所	058-252-7194	岐阜市

発行 岐阜県庁健康福祉部生活衛生課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL058-272-8284

E-mail : c11222@pref.gifu.lg.jp

<http://www.pref.gifu.lg.jp/s11222/syokuan/index.htm>

